

水産業協同組合、森林組合及び
森林組合連合会であつて、特定
事業を行うもの又はその構成員
の三分の二以上が特定事業を行
う者であるもの

三 医業を主たる事業とする法人
であつて、常時使用する従業員
の数が三百人以下のもの（前二
号に掲げるものを除く。）

四 調整組合及び調整組合連合会
〔第二章 金融機関を相手方とす
る保険〕を「第二章 融資保険」に改
める。

第三条第一項中「貸付を行つたこ
と」を「貸付（相互銀行法、昭和二十六
年法律第百九十九号）第二条第一項
第一号の契約に基く給付及び同法附
則第三項の規定によりなおその効力
を有する改正前の無尽業法（昭和六年
法律第四十二号）第一条の無尽によ
る給付（以下「給付」と総称する。）
を含む。以下同じ。」を行つたこと「
に、「貸付金」を「貸付金の額給付の
場合は、給付金の額から当該給付に
係る契約に基いて既に受け入れた掛
金の額を控除した残額。以下同じ。」
に改め、同条第二項中「弁済期」の下
に「給付の場合は、当該給付に係る
契約の期間の満了の時。以下同じ。」
を、「回収未済」の下に「給付の場合
は、掛金の受入未済」を加え、「百分
の七十五」を「百分の八十」に改め、
同条第三項中「保険関係が成立する
貸付金」を「保険関係における保
険金」に改める。

第四条第一項中「貸付金」の下に
〔給付の場合は、給付金〕を、「貸
付期間」の下に「（給付の場合
は、掛金の受入未済）」に改める。
付の時から当該給付に係る契約の期

間の満了の時までの期間」を加え、
同条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の保険関係における
保険金額は、中小企業者一人につ
き、合計一千万円（その中小企業
者が中小企業等協同組合、調整組

合又は調整組合連合会であるとき
は、三千万円）をこえはならな
い。

第六条中「百分の七十五」を「百分
の八十」に改める。

第七条第一項中「六月」を「三月」に
改める。

第八条 第八条を次のように改める。

〔回収金の納付〕

第八条 保険金の支払を受けた金融
機関は、その支払の請求をした後
回収した額から弁済期以後保険金
の支払を受けた日の前日までの利
息を控除した残額に支払を受けた
保険金の額第六条に規定する残
額に対する割合を乗じて得た額を
政府に納付しなければならない。

第九条中「貸付金の回収」を「貸付
について、貸付金の回収（給付の場
合は、掛金の受入）」に改める。

〔第三章 指定法人を相手方とす
る保険〕を「第三章 保証保険
第一節 指定法人を

相手方とするもの」に改める。

第九条の二 第一条中「借入」の下に
〔給付の受領を含む。〕を、「借入金
の額」の下に「（給付の場合は、給付
は、掛金の受入未済）」に改める。

〔保險契約〕

第九条の六 政府は、会計年度の半
期ごとに、金融機関を相手方とし
て、当該金融機関が中小企業金融
公庫若しくは日本開発銀行の委託
を受け、又は国民金融公庫を代理
して中小企業者に対する貸付を行
つたときは、当該金融機関が中小

の弁済」を「弁済（給付の場合は、掛
金の払込）」に、「百分の五十」を「百
分の六十」に改め、同条第三項中「保
険関係が成立する保証をした借入金
の額」を「保険関係における保険金
の額」に改める。

第九条の三第一項中「借入金」の下
に「（給付の場合は、給付金）」を加
え、同条第二項を削る。

第九条の四中「弁済をした借入金」
を「弁済（給付の場合は、払込。以
下同じ。）をした借入金（給付の場合は、
同じ。）をした借入金（給付の場合は、
利息」に改め、「又は費用」を削
り、「総弁済額」の下に「（給付の場合
は、総払込額）」を加え、「百分の五
十」を「百分の六十」に改める。

第九条の五第一項中「第五条」を
「第四条第二項及び第五条」に、「保
険」を「保証保険」に改め、同条第二
項を次のように改め、同条第三項を
削る。

企業者の当該借入による債務を保
証することとなつてゐる場合にお
いて、当該金融機関がその貸付を

行つたことを政府に通知すること
により、借入金の額のうち保証を
したこととなる額の総額が一定の
金額に達するまで、その保証につ
き、政府と当該金融機関との間に
保険関係が成立する旨を定める契
約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、借
入金の額のうち保証をしたことと
なる額を保険金額とし、中小企業
者に代つてする借入金の弁済を保
険事故とし、保険金額に百分の六
十を乗じて得た金額を保険金額と
する。

第三条 政府は、第一項の保険関係にお
ける保険金額の総額の金融機関を
通ずる合計額が、会計年度ごとに
国会の議決を経た金額をこえない
範囲内でなければ、同項の契約を
締結することができない。

2 第七条から第九条までの規定
は、指定法人に準用する。この場
合において、第八条中「第六条」と
あるのは「第九条の四」と読み替え
るものとする。

第三条 指定法人を相手方とする
ものとする。

第三条 第九条の七 第四条第二項、第五
条、第九条の三及び第九条の四の
規定は、金融機関を相手方とする
保証保険に準用する。

第三条 第七条から第九条までの規定
は、金融機関に準用する。この場
合において第八条中「第六条」と
あるのは「第九条の七第一項にお
いて準用する第九条の四」と読み
替えるものとする。

第三条 第十条中「若しくは第九条の二
第一項」を「第九条の二第一項」に改め
し、第九条の六第一項に改め

第三条 第十二条中「基金に相当する金
額を限度として」を削る。

第三条 第十四条第一項中「第九条の五第
二項」を「第九条の五第二項及び第
三項」に改め、「代位による」を削る。

第三条 第十二条中「基金に相当する金
額を限度として」を削る。

の二第一項」を「第九条の二第一
項又は第九条の六第一項」に改め、
同条第二項を削り、同条第三項中
「前二項」を「前項」に、「金融機
関又は指定法人」を「商工組合中央金
庫」に改め、同項を同条第二項と
する。

第三条 第十二条中「又は第九条
の二第一項」を「又は第九条
の二第一項」を「前項」に、「金融機
関又は指定法人」を「商工組合中央金
庫」に改め、同項を同条第二項と
する。

第三条 第十二条中「前二項」を「前項」
に、「金融機関又は指定法人」を
「商工組合中央金庫」に改め、
同項を同条第二項とする。

が荷為替手形の満期において支払を受けることができなかつた金額又は荷為替手形につきそくを求受け支払った金額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に百分の八十を乗じて得た金額とする。

一 満期後に支払を受けた金額
二 附屬貨物の処分その他附屬貨物に関する権利の行使により回収した金額
三 そく權行使して回収した金額類

(手形上の権利等)

第五条の十 保険金の支払を受けた外國為替銀行は、第五条の七第二項の保険関係が成立した荷為替手形について、手形上の権利の行使（次項に規定する場合における支払を受けた保険金の額に相当する金額についてのそく權の行使を除く）及び附屬貨物の処分その他の附屬貨物に関する権利の行使に努めなければならない。

2 保険金の支払を受けた外國為替銀行は、荷為替手形の満期において支払を受けることができず、又は荷為替手形につきそくを受けたことについて荷為替手形の振出人の責に帰すべき事由がない場合は、支払を受けた保険金の額に相当する金額についてそく權行使してはならない。（回収金の納付）

第五条の十一 保険金の支払を受けた外國為替銀行は、その支払の請求をした後回収した金額（前条第二項に規定する場合にそく權行使して回収した金額を除く）から荷為替手形の満期以後保険金の支

払を受けた日の前日までの利息を控除した残額に支払を受けた保険金の額の第五条の九に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第六条第二項中「又は手形割引により」を「若しくは手形割引により」に、「又は輸出する目的」を「若しくは輸出する目的」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、「譲渡することができなくなつたこと」の下に「又は当該資金によつて輸出した貨物の代金の全部若しくは一部を回収することができないなつたこと」を加え、同項各号を次のように改める。

一 輸出契約が成立している場合において、輸出者が当該契約に基いて輸出すべき貨物を輸出するため、又は生産者が当該貨物を生産し、加工し、若しくは集荷するため必要とする資金

二 通商産業大臣が政令で定める貨物を輸出する輸出契約が確実に成立する見込があると認めた場合において、生産者が当該貨物を生産し、加工し、又は集荷するため必要とする資金

五」を「百分の八」に改める。

第十一条中「百分の七十五」を「支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に対する割合」に改める。

第十五条第一項中「及び」を「又は

第一項中「五若しくは」に改める。
第十八条第一項中「六箇月」を「一年」に改め、「一回に限り、」を削除する。

第七条第一項第五号及び第六号

る。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2 輸出補償法（昭和五年法律第六号）は、廃止する。

3 退職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十六年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

4 輸出信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

5 設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

7 第十五条第一項中「及び」を「又は古池政府委員 たゞいま提案になりまし中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたしました。

四 輸出保険に関すること。

第一項中「輸出信用保険法」を「輸出保険法」に改め。

第二項中「輸出保険」を「輸出保険」に改め。

第三項中「百分の七十五」を「支払を受けた保険金の額の第八条に規定する残額に対する割合」に改める。

第四項中「政令で定める地域に向け」を削る。

第五項中「及び」を「又は

第一項中「五若しくは」に改める。

第六項中「六箇月」を「一年」に改め、「一回に限り、」を削除する。

第七項中「五百」を「五百」に改める。

第八項中「五百」を「五百」に改める。

第九項中「五百」を「五百」に改める。

第十項中「五百」を「五百」に改める。

第十一項中「五百」を「五百」に改める。

第十二項中「五百」を「五百」に改める。

第十三項中「五百」を「五百」に改める。

中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

第八条中第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 輸出保険に関すること。

十二 輸出保険特別会計の経理を行うこと。

第一項の表中「輸出信用保険審議会」を「輸出保険審議会」に改める。

四 輸出保険に関すること。

第一項中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改め。

四 輸出保険に関すること。

第一項中「輸出信用保険法」を「輸出信用保険法」に改め。

第二項中「五百」を「五百」に改める。

第三項中「五百」を「五百」に改める。

第四項中「五百」を「五百」に改める。

第五項中「五百」を「五百」に改める。

第六項中「五百」を「五百」に改める。

第七項中「五百」を「五百」に改める。

第八項中「五百」を「五百」に改める。

第九項中「五百」を「五百」に改める。

第十項中「五百」を「五百」に改める。

第十一項中「五百」を「五百」に改める。

第十二項中「五百」を「五百」に改める。

第十三項中「五百」を「五百」に改める。

第十四項中「五百」を「五百」に改める。

第十五項中「五百」を「五百」に改める。

中「輸出信用保険特別会計」を「輸出保険特別会計」に改める。

四十八億円に及び、指定法人を相手方とする保険におきましても、約一万四千件、四十四億円の利用を見たのであります。りまして、制度の普及とともに、その利用は逐次上昇の一途をたどっている

のであります。現在の金融情勢下におきまして、なお多大の困難を有する中小企業金融の促進のためには、この際本制度に及ぶ限りの改善を施し、その効果を一層大ならしめる必要があると考えるのであります。

今回改正を必要とする諸点といたしましては、第一に中小企業者の定義を改正し、資本の額による制限を現在の五百萬円以下から一千万円以下に、常時従業員の数による制限を現在の二百人以下から三百人以下に拡大するとともに、新たに医業を主たる事業とする法人と調整組合を対象に加えること、第二に相互銀行あるいは無尽会社の行う給付を貸付に準じて保険すること、第三に金融機関を相手方とする保険について、保険金の填補率を現在の七五%から八〇%に引き上げること。第四に保険関係が成立する貸付金の限度を現在の五百萬円から一千万円に引き上げること。第五に保険金支払い請求権行使の始期を現在の保険事故発生後六ヶ月経過時から三ヵ月経過時に繰り上げること。第六に保険金支払いに伴う代位の規定を回収金の納付の規定に改めて、手続の簡素化をはかること。第七に指定法人を相手方とする保険について、保険金の填補率を現在の五〇%から六〇%に引き上げること。第八に中小企業金融公庫、日本開発銀行及び国民金融公庫の行う代理貸しに際し、代理金融機関の債務保証を保険する制度を新

設することあります。これによりまして制度の能率的な運用と大幅な利用の促進とが期待されるのであります。中小企業金融の円滑化に大いに資するところがあると存ずるのであります。

何とぞ右につきまして、慎重御審議の上御賛同あらんことを御願いいたします。次第であります。

引続きまして輸出信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明を申し上げます。

輸出信用保険は、昭和二十五年この制度が設けられまして以来数次の改正

を経て、現在四種類の保険を包含する

制度に発展しているのであります。が、

最近の輸出取引の実情にかんがみ、輸

出振興の本旨を達成いたしましたため

に、なお制度上改善、追加を要する点

を生じております。本法律案は、右の立場から新たに外國為替銀行の荷為替手形の買取りについて生ずる危険を担保する輸出手形保険を創設いたします

とともに、既設の保険制度につきまし

ても所要の改正を加え、これを拡充強化いたしまして、制度全般の利用度を高め、普及をはかることにより輸出の振興に資せんとするものであります。戦

争後が国におきましては、外國為替及

び外國貿易管理法の規定により、信用状に基く輸出代金の決済方法を標準決済方法とし、輸出取引は原則としてこ

れによるべきことといたしておりますが、最近、貿易の正常化に伴いかつま

た海外との競争の関係もあり、信用状

を拡大し、輸出に伴つて提供される

手形の買取りを拒否することも考へられ、ひいては輸出不能をも来

すことになりますので、今回外國為替

銀行が輸出手形を買取つたことによつて受ける損失をカバーするための輸出手形保険を創設いたしますとともに、手形の不渡りが輸出者の責に帰さない場合は、銀行は政府から支払を受けた保険金の限度において振出人に廻及しないこととして輸出者の保護も行うことにしたのであります。

既設の保険制度につきまして、今回加えました改正の要点は、各種保険の名称を変更いたしましたほか、次の二点であります。その第一は、各保険の額の損失額に対する割合の引上げであります。その第二は、各保険の現行の百分の八十から百分の九十に、輸出手金保険の填補率を現行の百分の八十に引上げることとしたのがこれであります。その第二は、各保険の適用範囲の拡大であります。すなわち、輸出代金保険の填補範

域を拡大し、輸出に伴つて提供される

手形の買取りを許さない状態

でありますので、今後も要すればス

なしの取引に対する要請が逐次生じて参りましたので、政府といたしましては貿易市場の拡大のため必要がありまして、輸出振興によつてボンド取つかれ害を伴わないと思われるものにつきましては、かかる信用状なしの取引を標準外決済方法として許可して行く方針をとつて参つてゐるのであります。しかしながら、このような信用状なしの輸出取引が多くなりますと、代理回収のため振り出された為替手形が不渡りとなつて銀行が損失をこうむる危険が存在して参りますために、銀行

がかかる手形の買取りを拒否することも考へられ、ひいては輸出不能をも來

すことになりますので、右のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

なお今回の改正におきましては、右のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり若干の技術的改正を加えております。何

とぞ御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもちまして政府の提案理由の説明は終了いたしました。

技術の対価についても保険し得ること

とし、また輸出金融保険及び海外広告

保険の適用地域についての政令による

制限を撤廃することとしたのであります。

なお今回の改正におきましては、右

のほか、この法律の各規定にわたり

の関係で上期において非常に多く輸入と、下期においては上期の半分しか輸入させないという態度に出されたのは、いわゆるボンド貿易の関係からそういう処置に出られたものであるかどうか、その点もう一ぺんはつきり御説明を願つておきたいし、それから今年度主としていわゆる不要不急品として抑えようとしたものは何と何であるか、ここで明らかにしていただきたいと思います。

かなりの差はありますけれども、これによつて非常な輸入制限をやつしている。というふうには実は考えておりません。今後十月一三月の予算の編成とのところ、いろいろな情勢を考慮して、妥当な予算を組みたいと考えております。従つてこれまでの差は今申しまして、たような二点による差であります。実需をそつ切るというほどのつもりであります。それから不急不要物資についてであります。これも考え方いろいろございますが、俗に外国製の日用品のごときはやや緊要度の低いものと考えます。が、これはもう大分前から毎期々々相当削減をして参りまして、この四月一九月で、たしか五百五十万ドルくらいでありますか——これは全地域を入れてであります——に減じて参つております。来期からはほとんどそういう予算はつけない、これが最後のつもりでしておるわけであります。またそういうふうに関係業界から見るとかなりプラスティックに見える点があるうかと思いますが、かなり予算の金額は減じて参つております。来期おきましてはこれを相当強くしほるという考え方で進んでおります。

えは、米にいたしましても、日本が米を輸入する
南アジア市場で買いに出動をいたしました
すと、あの方面の華僑とかいろいろな
プローカーがすぐ値をつり上げる。ま
うしてもこれは分散をしてうまく調整
をして買いに出るということが、最
安く合理的に米を買いつける方法であります
るとたび々々言われておるのであります
するが、政府は足らないとか時期だ
かいうと、むちやくちやにその買いに
するというような困難を受けておりま
すが、こういう面についてどういふ
ふうにお考えであるか。あるいはまた
これは、この予算の中で自動承認制の
品目の中に入つていると思うのであります
まするが、先般ツール・ノイルの輸入
について、これが輸入の停止を命ぜら
れております。聞くところによると、
すでに制限のこの予算のわく一ぱい日
上に輸入を許可しておつて、これ以上
輸入をさすわけには行かないという
とで、停止を命ぜられているようでもあ
ります。しかしこのことは非常に重大
であつて、下学期――今は繊維製品の
価格が高低いろく足取りを示して、
困つた事態に至つておるのであります
が、下学期にこの毛くずあたりを輸入
措置をされると、そうでなくとも
繊維製品の価格にいろいろな要素が影
響して参りますにもかかわらず、こう
いう為替許可の技術的な面から、また
市場価格に変動を与えることになる。
これが通産省通商局の為替許可技術、
どういうふうにやるかという效果的に
外貨を使つて行く大きな技術的な問題
点になつて参りますが、そういう点に
ついてどうお考えになるか、次官から
まずお答えを願います。

りました点は、まことにごめんとも
点も私はあると思うのであります。
とにかく、時間的に調節をはかつて行
うことは、当然やらないではならぬ
問題だと思うのであります。従つて今
ほど次長から御説明を申しましたよ
うな時期的の関係その他も考慮いたしま
して、下期の十月以降の予算につきま
しては、慎重に考慮してきて行きたい
と考えております。なお羊毛のへど
の問題につきましては、私まだこままで
い事情を聞いておりませんので、通産
局から説明申し上げます。

もう少し局で統制のある一定の方針に従つて、もつとしっかりとした措置をかからなければならぬと思うのであります。それが、その点についてこの予算外貨の使い方に関連をしてたくさん疑獄ができておることは御承知の通りであります。それで、私はもつとその点について改善をされる余地はないものかどうか、まずその点をお伺いをいたしておきます。それから纖維局長からウール・ノイルの問題についても、纖維行政の面からどういう影響があるかということを簡単に承つておきたい。

いわば自由なかつこりになつてゐるAAに殺到しているといいますか、従来の数字よりべらぼうに大きな数字が用いて参つた、その数字が四一六の分としあけましたのが、従来のように平静な数字が輸入されるならば何でもないのですが、すでに四一六の間でなければ一年分以上のものが申請されたということになつて参りましたので、これを無制限にAAにあけつけなしにしておくということも非常に片寄つたことに相なります関係上、一応これを締めるというような事情になつておるわざをやります。平野先生に、いま

において不要不急品は——大臣は本会議の席上で極力押えたという説話であつたのであります。が、それでは何と何を押えたかという説明を求めたことに對して、ただ一つ外國製日用品だけを指摘されました。単に外國製日用品だけではない、まだたくさん押されなければいかぬ。八億ドルの今年度の外貨予算じりが赤字であつて、わざかに朝鮮の特需でささえられておる。こういう時期に今立つて、なほ日が覚えないような政府当局では私どもは信頼を置くことはできないと思うのです。不要不急品を探せと言われば、私はここで五千万ドルや六千万ドルの不要不急品——なくともいい、ない方が日本の産業界のためになるというものをお目にかけることができるのです。不要不急品——私はそのいろいろな品目について少し議論をしてみようと思う。

今お話をなつた外国製日用品であります。これを取扱つておるのは OSS とかあるいはまた御承知の SPS である。これは大体伏魔殿であります。OSS 、 SPS 、これは外國製日用品にからむところのいろいろ、外国のぜいたく品を日本に入れて来て、一部の外国人に販売をし、あるいは一部の人々にだけ扱わしている伏魔殿であつて、これがいわゆる刑事問題になつて、警視庁そのほかからにまられるのは当然であります。が、特に SPS においては非常に不明朗な点がある。SPS に入れた日本人商社あるいは外人商社、そういうものを一々洗つてみると、中にはアメリカ大使館から特別な申入れもあります。まことに言語道断に私は選考をいたしておると思うのであります

が、どういう基準で SPS に外貨のどの商社を入れ、日本のどの商社をはねるという処置に出られたか、まずそこからお聞きしておきたい。

○中野政府委員 外貨予算の節減の御方針ごともどもございまして、いわゆる外人用日用品については逐次外貨予算のわくを削減して参つております。昨年度同期、昨年の四月から九月までの間ににおいては九百万ドルのわくでございましたが、昨年の下半期、つまり十月からこの三月まではそれを六百万ドルに減少いたしております。さらにこの四月から九月末までの予算についてもございましたが、昨年の下半期、たしておりまして、先ほど通商局からも答弁のございました通り、これについてはそれを生業にいたしております外国人、日本人がいろいろおるのでござりますが、ただいま御指摘のありますような不祥事件も一部にあつたことは事実でございます。関税違脱事件、刑事事件も起きておりますので、来期からは多少の反対も押し切つて廃止したい、かように考えておる次第でござります。

なお問題が多いのは、いわゆる旧 O S S よりも旧 S P S の方が多いといふ点も御指摘の通りでございます。昨年の下半期の予算を分割配当いたします際は、それまで占領時代から的一種の既得権を擁護するというような形を見えましても、これに新規業者も加入せ

しめることにいたしまして、一定の基準、つまり店舗の古さとか、信用力とか、過去の実績とか、各般の点を点数制度によつて基準を定めまして、各地の通産局に実地調査を依頼いたしました。これを高点位のものから取上げるという方針で為替課担当をとりきめたような次第でございます。

○山手委員 この問題は率直に企画局長から来期からはこういう OSS や SPS のようなものは禁止をするというお話でありますから、私は何も過去のことをとがめようとは思わぬし、それ以上追究はいたしませんが、過去の SPS などという存在はまつたく不可解しごくであります。必ず今御説明通りにすみやかにこういう制度は廃止されることを希望いたします。私は先般特に OSS もどういうことになつてゐるか、あるいは關係のところをのぞいてみましたが、あそこに並べてあつて外国から輸入して売つておると見られるようなものは全部日本で自給可能である。外國人はあの輸入品を使わなければ日本で生活できないとか、劣等感を感じるというふうな状態では私は断じてないと思う。この OSS なんかに出してもるような品物は、来期の外貨の割当についてはほとんど全部削減をしてもらいたいと思う。私はまずこれを要求いたしておきます。廃止をするそぞりますからもうその点はそのくらいにいたします。

ですが、東京あたりでいわゆるアメリカか
租界のような感じの風景を出しておる
一つは、大部分の国民大衆は歩くのに
もかかわらず高級車がのさばつて走つ
ておるということ、これが非常に目立つ
わりになつておることは事実であります
が、しかも今年度外国の高級車は削減
をすると政府は声明を出しております
が、あにはからんや實に六千台も輸入
をし、しかも相当な高級車までさら
に許可をして行くようではありますが、そ
の点自動車の輸入について御説明をお
願いいたします。

○牛場政府委員　自動車の輸入は毎回
運輸省と私どもの方とに非常に意見の
相違がございまして、何台くらい国内
に需要があるか、それから国内で自給
に可能な自動車はどれくらいあるか、
従つてその差をどのくらい輸入する必
要があるかということでいつも非常に
長い間議論するのでありますが、今回
六千台ときめましたのは、いづれも折
衝いたしました結果、最小限度この程
度必要であろうということで両省の間
で意見が一致しましてきめた数字であ
ります。これは今後だん／＼減らして
行くことをわれ／＼も期待しております
が、一方しかし国内の需要というも
のがだん／＼ふえて行く傾向もあります
ので、適正な需要である限り、それ
を満足して行く程度に輸入して行くこ
とはやむを得ないのでないかと考え
ております。高級車というお話でござ
いますが、今回いわゆる高級車に屬す
ものは全部とめておるはずであります
。そうかと申しまして、アメリカか
らの高級車を全部切つてしまつという
ことは実はちよつと行きがねること
は御了承願えると思ひます。

○山手委員　いわゆる高級車は全部と
めたというお話でありまするが、われ
われ今日日本人の感覚からいたします
るならば、最新式のフォードや何かの
大型というようなものは、日本ではこ
の燃料も少し道路も狭い、狭いところに
—ピュイツクでもそうであります
が、大きな車を走らせて燃料をたくさん
さん使って、そうして国民感情を刺激
してまでやる必要は全然ないのであり
ますが、一億か五億くらいの日本の自
動車工業の合理化資金を出すという二

のは結局使う人自体が反省していただかない、と、無理やりにとめてはかからぬぐつて入るということも考え方のあります。結局精神的にあります。それからヨーロッパの車であります。それが決してむやみにたくさん入れているわけでございませんので、先ほど申し上げた通り必要最小限度だけを入れているわけであります。それでヨーロッパ各国ともお互いに自動車を輸出入をして交換し合っている状況でございまして、自分の国の車の量の足らないものを補うという意味で輸入することはやむを得ないと思います。

○山手委員 こんなパンフレットなどが出ておりまして、いろいろわれ／＼の目ざわりになることがあるから調べてみたのであります。今最低限度の数を輸入したという御説明でございましたが、その最低限度度であると認定をした基準を私はお示しを願いたい。しかも今日これは御承知のように、日本に持つて来ると大体一台当たり五、六十五円くらいは内地のブローカーが間を抜いている。あなたの方で為替をつけただけでもうけているということであります。こういう次第であつて、きわめて不健全な輸入をしている。私は何も六千台も輸入しなくも、六百三十五万ドルも輸入しなくも、百万ドルも輸入すればけつこうだと思う、きつまでは私は大臣が出ておられれば大臣とどつくりと——大臣が本会議でああいう大臣えを切られたことについて所信を承りたいと思つて、きつまうこの委員会に要求をしておつたのであつたが、大臣

がちつとも出て来られないから、どうもあなたの方を責めるのは無理かも知れませんが、政府はほんとうにやろうとしているのかどうかわからない、次官からとくと御答弁を願います。

○古池政府委員 先ほど來の山手さんの御意見はまことにごもつともなことです、おそらく同感される人も相当に多いだらうと思います。ただ現実の問題として正直に見ますると、確かに國産車の自動車は外車に比べれば体裁も機能も悪くて、しかも価格はそんなに安くない。これは現実の姿です。そこで将来はどうしても國産車をもつと安く、もつと優秀なものにして、値段も安く、国民が喜んで外車よりもむしろ國産車を使おう、こういう気気になるように自動車工業の発達ということにも十分に注意をして行かなくちやならぬと思つております。そこで今後外車の輸入の割当をもつと少くしようと、大臣の本会議における演説云々の問題では、大臣が御出席のときには、くりとお話を願いたいと存じますが、私自身の感じといたしましては山手さんの御意見に大いに同感するところがある次第でございます。

ことであらうと思うのであります。が、大分無理がある。ことにその無理を押しておられるために、いろいろここに不祥事件が起きておる。御承知のように通商局の課長始め関係者百何十人がひつぱられておると、いふような事態が令日起きておる。バナナの無為替輸入なんかを認めておくこと自体に少し無理があるんじやないか、こういう気がいたします。また輸入をするについては輸入機構というものをも、それがもうかるにきまつてゐるといふことです。あれば、いろいろやつて来るにきまつてゐる。だからこういう問題については輸入会社とが輸入会社とえなければいかぬ。むしろ私はこれは特殊な輸入、イタリ―あたりでやつてゐるよ。な、輸出会社とか輸入会社といふような国策会社をつくるようにならへきると思う。台湾では一かど約二ドルのものが七ドル五十七セントでこちらへ売られている。その間はみな向うのブローカーがつり上げてやつてゐる。日本政府の台湾事務所にいる所長は、この間の事情をよく知つてゐるが何ら文句も言わぬ。その他のところも實におかしい。二ドルくらいのものをわざわざ無為替だとか、有為替だつたらリンクしてどうとかいうようなことを通産省で考えておられる間に、二ドルのものが七ドル半でこつちに入つて来る。というようなことは、日本としても実に不経済な輸入をしておる。こういう輸入は一体どうしたのか私はお聞きしたいと思う。

Digitized by srujanika@gmail.com

つて、あく少し産業の合理化をやり、生産コストの引下げをやり、減税をや
り、電源開発も大いにやればよろし
い。コカ・コーラを飲むことは何でもな
い、わずか二十億くらいのものを入れ
させたつて、それは何でもないとおつ
しやるかもしませんが、それが国民
に与える影響は非常なものであつて、
断じて承服できない。また中小企業を
擁護しなければならぬという立場から
も、こういうものを入れてはいけな
い。あるいは日本の農村のみかんなど
の柑橘類とか、あるいはりんご酒など
を擁護する意味からも、こういうもの
を今入れるべきものではないと思う次
第でありますて、その点もう一度局長
から御答弁を願つておきます。

が輸入するものについては、どういう態度で政府は臨んでおられるか、この点をお聞きしておきたいと思います。

○牛場政府委員 朝鮮との貿易は最近非常にこちらの輸出が伸びまして、たゞ一千万ドル程度の輸出超過になつておると思います。非常に向うは日本の物をたくさん買つてくれておるわけであります。ところが例の大邦丸事件等がございまして、一時日韓關係が非常に悪くなりましたために、貿易も杜絶するような遺憾な状態に至りました。現在外務省が中心になりまして、そういう状態をだん々緩和するようにして、それと見合いまして日本が朝鮮から物をもつと買う、あるいは向うがほしがつておるもの日本からスマーズに出してやるよう注意して、至急その方針を決定いたしたいと思いまして、私どもの方から外務省及び内閣の方に申し出でる次第であります。

入つて、輸入と輸出のバランスがどこで行くかということに非常に大きな問題があるうと思います。さつきから当局の御説明を聞いておりますると、非常に安易な考え方で、まだ特需や何によって行こうという気持で外貨をつけておられる。貴重な外貨であります。もう二年、三年先に行つて気がついたのではおそい。われ／＼をして言わしめるならば、吉田内閣は、朝鮮事変が始まつた直後に朝鮮事変でもうけられた金は、日本が輸出競争をやつても十分太刀打ちできるだけの基幹産業の育成をするために外貨を使べきであつた。それをいわゆる自由放任経済をやつて、まああれもこれもといふので、総花式に飲めや歌えの貿易政策で終始をして来られた。今日まだ朝鮮事変の余燼が残つておるわけであります。下期の外貨の割当については、この委員会でもつと掘り下げて議論しなければいかぬと思うのです。私は抜本的な、ある意味では国民に不要不急品は全部禁め出してても耐乏生活を要求するくらいの心構えで通産省はやつてもらいたいと思う。そしてその金に余裕がつくならば、基幹産業にどしどくと、いやといふほど資本をつけてやるような措置をとつてもらいたいと思う。私は大臣からこのことをお聞きをし、大臣にうんと所信を聞きたいと思うのですが、大臣が欠席でありますから、きょうはこの程度にいたし、大臣がお見えになつてから、また御議論をさせていただきります。

同じ問題についてしばらくお尋ねしたいと思うのであります。

二十八年度要求の外貨割当の表をつかくつとつていただきましたので、これ見る見ますと、たいへん苦心の跡ありますし、いろいろ御苦労なさつといふことはよくわかりますけれども、一つ不可解なことがあるのでございます。それはただいまも申されまつたが、輸出輸入のバランスがとれまい、従つて輸入を削減しよう、こうすることをすでに大臣が述べておられました。そういうふうにならなければならぬと矛盾した点が諸所に散見されるのであります。そこで一体どういうわけですか、ないしはこれは動きがとれる、何のあるものであるのかという点をまず第一番にお尋ねしたいのでござります。

○牛場政府委員 今次の外貨予算の作成にあたりましては、先行き非常に不安でありますような事情もありますので、うんと削減しなければいかぬといふ論も非常に強かつたのであります。たとえば羊毛みたいなものはどんどん切るべしという議論が実はあつたのですが、しかし日本のおもつておられるべきが、しかし日本の物資がたまりがちで困つておるという状態では、この際原綿を切るとということになりますれば、いたずらに原綿高を招来しないでござります。しかしながらこれは外貨事情その他をにらみ合せまして、実際の運用にあたりましては十分考慮いたしまして、輸出にも悪影響を及ぼすところの意味におきまして、割合に余裕を持つて外貨予算を編成いたしたわけでござります。

しまして、余るようなものはぜひ買わないようにして行きたい。しかし必要なものはぜひ買って行かなければなりません。結局日本は、原料を入れて加工をして輸出するという用でござりますから、原料を安く買おうことが一番大事なことでございして、そのためにはある程度余裕を持つて外貨予算をつけて行かなければならぬと思つております。

○加藤(清)委員 局長さんの御答は、ごもっともござりますけれども、外貨の割当につきまして、割当られては困るというところへ割当がないと、ぜひ割当をしてもらわなければ困るというところへ割当がないと、そこについて一体どのように考えてらつしやるのか。私の見たところにありますと——これはどうも見方が悪いかもしれません、強く要望されてが直接届いていないところへは、必ずくべからざるところでも割当が削されているというように考えますが、そういう点があるかないか。もしあたとするならば、それに対するどのような措置を講ぜられる用意があるのか、を承りたい。

○牛場政府委員 輸入につきましては、通産省関係の物資に対しましては、各肩局と十分打合せてやつておられます。食糧につきましては農林省、自動車のようなものは運輸省といふように、おのづかしく主官庁と十分打合せをして、必要なところに外貨をつけるつもりでございます。それから割当が、外貨を割当てても決して使う義務

要病持ならままであると、これがあてど弁な持病とならままであると、これがあてど弁な

を伴うものではないのであります。

買いたくないものなら買わなくともか
つともさしつかえないのでございます
から、そういう意味で困ることはな
い

○加藤(清)委員 大蔵省との関係において真美を語ることが何らかの支障を来すということならば、これはやむを得ませんけれども、私の知る範囲におき

そこで紡績の一部をなすところの針布などは、日本の針布業者は外貨が割当てられるおかげで外国の製品が入つて来るのに困っている。これは事実なん

しそういうことがございましたら調べてみたいと思いますが、もし具体的な事例を御存じでございましたら、お示しを願いたいと思います。
そしかねうきほん新規に出たる結果用

終ろうとなさるのか。ないしはもし否
定して、言葉の上でどのような答弁を
なさつても、事実そういうことがあつ
た場合といふ、そしてこす「て」といふよ。

卷之三

予算はしょつちゅう変更の道はあるものでありまして、そういう事情が起りましたならば、閣僚審議会においてこれを調査して変更して行くようにならへと思ひます。

いへは、通産省ではやううと思つていいけれども、大蔵省が許さないからでききないと、いう声をたくさんに私聞いております。もし今度出されたこれが、ほんとうにいいものである、私の意図を満足させるものであると牛場局長がおつしやるならば、牛場局長は失礼なことを言ひますけれども、業界の指導

いふて、思ひがな導くで、金は、パンク・オブ・アメリカから宣傳を始めます。そんなことをしなくて日本で幾らでもできる。その機械を買う代りに、輸入することは、けさの新聞でよく御存じでありますけれども、電源開発に要する機械で、日本でできるものをつけり出しているはずです。電源開発について、これは外貨の割当は少し毛色が違つておりますけれども、電源開発用の機械を、アトキンソン社の中古品を修理して買うということであります。そんなことをしなくて日本で幾らでもできる。その機械を買う代りにならなければ、私はきょうの新聞で例をとりましよう。日本経済新聞にはつきり出しているはずです。電源開発について、これは外貨の割当は少し毛色が違つておりますけれども、電源開発に要する機械で、日本でできるものを輸入することは、けさの新聞でよく御存じでありますけれども、これは電源開発用の機械を、アトキンソン社の中

発の機械につきましては、これは私どもの公益事業局と重工業局と十分打合せて、ある程度の機械は外国から買つた方がいいということになつたのであります。それは品質的によほど違うそうです。また早く入手を必要とする関係上、中古品でも早く買つた方がいいので、電源開発というものは、結局巨大な資本を要することありますし、一日も早くコストを下げなければならぬというような要請もございまして、ああいうふうにきつたのをございます。新聞記事は私は一部止鶴を次いておると思ひます。

りして行こうとするのか、いやそうだから、それが聞きたいのです。

○牛場政府委員 産業合理化用の機械
でありますとか、電源開発の機械、これは日本の経済の将来に非常に大きな影響を持つものであります、いい機械を安く貰うということは、これはどうしても必要なわけございます。しかししながら、一方国内のメーカーの育成ということとももちろん留意いたさなければなりませんので、こういう問題につきましては、通産省の中に機械輸入の審議会をつくつておりまして、電力の方一千六百四十五年もひ

10. The following table shows the number of hours worked by each employee in a company.

な形において通産省の意思を満足させようとなさるのか、その点について承りたいと思います。

○牛場政府委員 今回の外貨予算編成にあたりましては、大蔵省との間は、意見の調整はうまくこれまでして、お互

えになつております。その通りでござります。今外貨は二割くらいのコミツシヨンやチヤージなら羽がはえて飛んで行く。それは山手委員のおつしやる通りで、普通なら四割くらいで売れて行く。従つてこれは割当てられて困るという人はないはずです。ところが現

こういうことになつてゐる。そこで日本
のメーカー側から非常な反対の声が
上つておる。こうしたことなんですね。
それは借りた金でありましようから、
どこから買おうとかつてございまし
ようけれども、なお考えなければなら
ぬことは、日本で十分でき得る品物を
なぜ買わなればならないのか。指

り前に、丸山ダム、金山ダム及び中部県下にわたるダムを、自費で全部調査してしまわつたものでござります。その折に、間組の重役も関西電力もはつきりとそういうことを言うておりました。それがたま／＼きようの新聞に出たので取上げたわけでござりますが、針布について御存じない、詳細知つておつたら教えてくれと、いうことであり

の力の方と十分お任せをして、必要なを得ずと認めたもののみを輸入いたしている次第でござります。しかしながら根本的には、現在日本の物が高過ぎるといつゝ一つの欠点があるわけであります。これは業界の努力によつて値段を下げるようになつていただかなければならぬと考えております。

省と協議をいたしておるわけでございまして、私どもいたしましては、たゞ新し市場を開拓するような場合に、向うの原料を輸入するというときには、ある程度わくの外のものとして取扱いたいというような希望を持つおりまして、これも大蔵省側は決して原則的には反対いたしておるわけでないのでありまして、その点はお互に協調し合つてやつておる次第でござ

輸入されたがゆえに工場があいて困るという業界があるのでござります。たとえて申し上げますと、輸出振興の立場で日本では紡機の輸出が盛んに行われております。紡機は危険を冒してでも輸出しなければならない状態に追い込まれております。従いまして先般申共貿易に紡機が加わって、その部分品が加わったということは、局長さんの方がよく御存じのはずでございます。

が、その業界の困るようなことをなぜ
あえてやらなければならないのか。こ
れについてはそれべつの大なる理由が
あるでございましょうから、これをは
つきりさせていただきまして、業界の
納得するような 国民の納得するよう
な方途を示していただきたいと思うわ
けでございます。

○牛場政府委員 針布を輸入したとい
う話は、実は私は知りませんので、も

ますならば、私はそれを叫んでいる会社の重役から何から、全部申し上げてもらひしきえないのでですが、それではあまり冗長にわたりますので、いずれあとで座談でもいたしました折に申し上げたいと存じます。

そこで、こういう問題について通産省としてはどのような措置を講じようとなさるのか。ただそういうことはどうでないと、私の意見を否定するだけで

○牛場政府委員 何をお考えになつて
承りたい。
考へ、日本經濟の立場から考へて、当然割当を学けるべきであるというにもかかわらず、今日政府の方針によつて切られたといつところ、それに対しても、一體切つて切捨てごめんなのか。先ほど山手さんのおつしやつたように、経過措置として一休どのような態度に出ようとしているのか、その点について

第一類第十一号 通商産業委員会議録第九号 昭和二十八年七月一日

いるのか、具体的に教えていただきたいのです。

○加藤(清)委員 まず第一に私の申し上げたいのは、毛製品の輸入について

によく御存じのはずでございますが、これが、先ほど先輩議員も言われた通

り、OSS、SPSの横暴を防ぐため、あるいは日本が独立したという立場から、毛製品の輸入が日本人にも許さ

れ、去年の十月から実行されたはずでございます。それで海外の品質優秀な

そこで先ほどお話をあつた、伏魔殿で横暴をきわめておりましたところの、

くつみがき程度の、バイヤーが独占していたことが、それができなくなつてしまふ。しかし、これが出来ない

来だ。それからやみ輸入が抑止された
というような長所、それから国内製品
仙格の引下げとか、あるいは国産品の

技術向上にも非常に役立つた。かくて
加えて、この輸入によつて得た利益

日本の業界は、コスト高の日本の毛製品輸出の出血に向けていた。これが國民からも業界からも歓迎を受けた証

拠は、見るく実績を上げまして、日本の毛製品の輸出市場開拓に功績をあ

輸出金額も非常にふえたといふ
の事実を通商局長及び織維局長名で、
本年四月二十八日付の通牒によつて、

本年度もそれを続ける、四月三十日までに契約の完了したものについては、
貢の割当を行ふこととする。

トの貿易の善き運営を行つておられる方々が、名前を列記するに際しては、ソシエイテの通商局長及び毛製品関係の業者等の代表者並てに通牒が出てゐるにも

かわらず、その通牒にも、大臣の言
れる輸出振興にも反するような行為
ある。この外貨割当を削減し禁止す
と、いうような態度になぜ出られなけ

ればならなかつたのか、私は了解に差しもものでござります。この点についではつきりと御答弁が願いたいのござります。

○德永政府委員 私からお答え申し上げたいと思ひますが、毛製品の輸入につきましては、輸出振興上大いに効果があつたわけであります、ただ毛製品の輸入につきましては、ある一定の輸入をいたしております、その予定いたしておつたものの輸入による利益を輸出に使いたいという趣旨でスタートしたわけでございます。その意味でいわば財源がある程度きまつておつたものをうまく使おうということでスタートしたわけでございますが、お話をごとく、やりました結果非常に順調に参りました、財源の限度を越えたといふようなことに相なりましたので、一応それを打切るという措置をとつたわけであります。但し打切りといいますのは、それ以上のものにはあの制度は助長できなくなつたということをございます。打切る以前に行われました約束の分に対しては、従来の約束通りのものは見てやりませんと業者としましては、輸出のある程度の価格切下げの補償に出ておるような事情もございまして、輸出業者あるいはそれを提供した機屋等に不測の損害を与えるということになりますので、この打切り以前に行われました契約の分につきましては、百パーセント約束しただけのものを与えるというふうにはしたいつもりでおるわけでございます。

ですが、今の纖維局長の御答弁によりますと、纖維局長及び通商局長名で出されました四月二十八日付の通牒には

何うそは言わない。うおひしゃるのやうりますか。

○ 徳永政府委員 お尋ねの通り、結束通りのことば必ず実施いたします。ただ外貨予算が一応あるものを使い切つ

てしましましたので、外貨予算の追加の補正を行う必要がございますので、

さうな關係で車務的にちよつと遅れ
てゐるというだけでございまして、約
束しておつたが金がなくなつたからや

この事は、おまえがおもてに思つた事ではない。おまえの心は、おまえの心だらう。

○が實(清)委員 稲はその言葉が早く
聞きたかった。もしほんとうに四月三
十日までに契約完了したものについて

は外貨の割当を約束通り与えるという
ことがはつきりしておれば、機場はこ

んなは困っておりません、失礼なことを言つようでございますが、事実あなたは困つてゐる状況をほんとうにわか

つていまですか。商社が大体困つてゐる。なぜなれば今纖維局長のおつしや

手製品の輸出入について
は、輸入の外貨をもつてそれで輸入
し、それを国内へ売ることによつて得

た利益で日本の毛製品のコスト高を力
べーして出皿輸出をしている。こうい
式無さ、うそ、うそ。二、三月、

「状態でござります。」業界がはたしてほかにあるでございましょうか。これと同じケースが肥料の問題で

もある。その他にもちよく～あります
すけれども、そのしわ寄せを全部個々
の業界へ持つて来てもらいたい。

の業界へおいで來ておるはずがんと
す。自分の出血によつて輸出をしなけ
ればならない、その補填を自分の利益
によつてカバーしていふといふ業界は

まず珍しい存在であり、これこそわれわれがよくめんどうを見てやらなければならぬらしい業界だ、こう思うわけなんですが、それよりも何よりも、そのもとであるところの外貨予算を今度禁止されるだろうということになつた。おかげでキヤンセルをしなければならない。輸出もキヤンセルしなければならない。輸入もキヤンセルしなければならない。そういたしますと、商社側は今後の取引において、信用の失墜といふ立場から市場の開拓もできなければ、輸入の相手に対しても今後の非常な不信を買う、その結果機場に對してさえ注文を発していたもののキヤンセルしなければならない。そこで機場としては、かげて加えて紛糾の横暴から生じて来るところの原料高の製品安ですでに六月の声を聞けば冬場の手当をしなければならない今日、なお原料高のおかげで手当ができない、こういう悪条件と相マッチいたしまして、今手を上げておるところに不渡り手形が続々出ている。この責任を一体どうとするのか。通産省としてはどう責任をとつたら業界を救うことができるのか。そればかりではございません。もし毛製品の輸入を、日本人に外貨を与えることを禁止したならば、一休どういうことになるか。またぞろOSS、SPSが——先ほど将来はこれを禁止しようとおつしやつた、そのOSS、SPSがまたそろ勢いを盛り返しまして、銀座にしてもあるいは心齋橋にしだつてほとんど彼らの努力で蹂躪される。今日本人が店先では働いておりますが入つて来ているかということをよく

お調べになつたならば、日本の堅り押
が植民地化されているという言葉はな
れしあうなずけることだと思ふ。まことに
いうことを間接的に助長させるよりつた
ことはこの際禁止して、日本人の手で
日本に必要なものは輸入させる。先ほ
ど牛場さんも自動車でも必要とあらば
入れるとおつしやる。ヨコヨレートや
紅茶さえも必要であれば入れなければ
ならないとおつしやる。それはその通りでございましよう。それであつたな
れば、なぜ毛製品は禁止しなければな
らないのか。皆さん今日ここに着ていら
つしやるものは一体何製品であるかと
いうことをお考えになれば、要求はど
のくらい強烈であるかということとは
はつきりわかつてゐるはずである。に
もかかわらずなぜこれに對して禁止し
なければならないかとということをはつ
きり伺いたい。

たしである。私は失礼ですけれども、メイド・イン・イングランドの服を一度も着たことはございません。メイド・イン・イングランドが私の服の耳には書いてあるけれども、そんなものはみな愛知県でできております。全部であります。私ははそんなものは一度も着たことはないけれども、国民感情としては今日メイド・イン・イングランドというものが何か金科玉条のように思われている。だからこそどうなるかといえば、それを日本人の手で輸入することを禁止をすれば一層 IPS, SPS が暗躍を続ける。そしてここに巢食う連中、あるいは外国のバイヤーがそれはあなたはうそだと思いませんるならば、懇談会の席上でどうやつて入つて来るがそのルートを申し上げましよう。三角貿易、香港のバッタ物だとか、そういう形で入つて来るそのルートまでこつちは調べてあるのです。それはそれとして将来あなたが今日でもなおメイド・イン・イングランドが必ずしもいいことはないメイド・イン・ジャパンが必ずしも悪いことはないのだから、それをあえて輸入しなければならないという原因は一体どこにあるかといえば、日本の毛製品を輸出振興しなければならぬという一点なのだ、これについてはまた別の機会に申し上げます。

与える必要が十分あると思います。これから約束は必ず実行してもらわなければ、今後海外市場で信用を失墜するのみか、通産省に対する国民の信用を失墜することになる。そこで承りたいことは、それでは実行するとおつしむるならば、時期は一体いつごろおやぢになる御予定でありますか、この仕事年柄年中やつてあるものについては、ございましょうか。

○牛場政府委員　ただいま関係省間で相談いたしましたところでございます。しかしこれはやるという方針で相談いたしておりますので、ごく近いうちに審査いたしたいと思います。

○加藤(清)委員　この際私は日本の手製品がなぜコスト高であつて、なぜ他者の力を借りなければ輸出振興ができるのかというゆえんのものを、ここで振り下げてはつきりと皆さんと討議がしたいみたいでござりますけれども、いずれこれは後の機会に譲りまして、この際はただこういうことだけを中心上げたい。外貨の割当につきまして、大紡績にのみそれが集中されている傾向ありやしないや、外貨割当は輸出振興の報奨として行われていると聞き、優先外貨の精神もそうであるべきにもかかわりませず、今度は毛製品ではなくて、原毛輸入の外貨でありますから、決して報奨にはならないということはよくおわかりのことと存じます。もしに高いという状態下にありますては、原毛輸入の外貨の割当が錙の設備台数によつておるということとございます。これは今日の内地の毛製品が非常に法、カルテル法が通過するならば、業

界としては安いところへ売るよりも高いところへ売った方がいいということになりました、紡績の方でははつきり相談をして、議合をしてしまえば毛製品は一つも輸出されない。こういう状態になると存じます。つまり外国からは輸入されないので、毛製品は外国からの輸入は禁止されている。内地だけでもかなわなければならないという折に、原毛の割当率が紡績だけに片寄つて行くとするならば、これは外国に売るよりも内地に売つた方がいいという傾向は、終戦後ずっと統いて来たことがあります。これが輸出を阻害している大きな原因の一つに相なつておると存じまするが、この原毛に対する外貨の割当率を将来改革する意思ありやなしや、もしありまするならば、輸出振興は商社及び機屋などの協同のおかげでできてるわけでございまするので、そのめんどうを見る意思がありやいなや、これについてお尋ねいたします。

○牛場政府委員 原毛の割当のやり方につきましては、ただいまのところ輸出の方につきましては、非常に今優遇しておるつもりであります。先般申し上げたかと思いますが、金額率にいたしまして、輸出品の金額の一七%の原毛の買付資金を与えるということにいたしております。これは數量的に換算してみますと、約二・五倍見当になるかと思います。一つのものを輸出したら、その輸出品をつくるに要したあろう原料のほかに、さらに一倍半のものがほかにもらえるといふような制度でございます。これはほかの物資に比べますと非常に輸出に対する優遇の割合の高いものでございます。これは現在輸出が非常に不振でございますの

で、多少程度が高過ぎるかという気があります。いたしますけれども現在そういう便遇の措置をとつてあるわけであります。さらに輸出リンクとしてやつてあります。屋上にその権利を与えるという措置を現にとつてあるわけでございます。今申し上げましたのは、ただいままでの現状でございますけれどもこれは毛型纖維産業のうちで一番悪いものでござりますから、この事態をもつと根本的に改革したいということを考えまして、私どもさらに輸出振興をもつと強化する方向で案を今検討中でございます。いずれまたきまり次第詳細御説明できるかと考えております。

○加藤(清)委員 私はその全体の割当率が多いとか少いとかいうことをお尋ねしておるわけではございません。割当率が一方に偏しているということが國民からも業界からも言われておりますので、それを改革する意思ありやしないや、もし改革するとするならば、どのような率になさるうとしているのか、それが承りたいのでございます。具体的に言えば、お説の通りです。輸出の実績は少い。輸出実績の少いところが問題である。六十万俵輸入して輸出はせいふゝ三%か一〇%ぐらいなんだ。その三%から一〇%に至るもの、それだけをこの商社にも機屋にも按分しておいて、あとの残りの九〇%以上はほとんど縫によつてわけられて、いる。それからあとは希望によつてわけられている。その希望も紡績の希望によつてわけられている、こういうことである。それが不信を買ふものになつ

ているので、それを改革する意思があるかないかということをお尋ねしているわけです。

○徳永政府委員 お尋ねの御趣旨の原毛工業の原料でございます羊毛の輸入を、紡績業者に割当てるということになしに、紡績業者は自分で原料をもつて、いわばほんやり過ぎておるのでもつとほかのものに割当てたらいいんじゃないかという御趣旨のお尋ねかと承知いたしまして、その意味のお答えをするのでござりますが、私ども羊毛工業の原料を他の業者に与えるというやり方はやはり不適当だと考えられ次第でござります。と申しますのは、そういうやり方をいたしますと、その工業の基本になります原料というものが、他の業者に牛耳られるということになりまして、一時しのぎとしてはある種の効果は出ると思いますけれども、その業界の基本的な安定という形にはなりません。基本的な線というのはやはり、羊毛工業者に必要とする原料を渡すという考え方方が妥当であろうと考えるわけであります。しかしながら今申し上げましたように、輸出につきましてわれくへは羊毛工業者のみならず、それに貢献したであろう機屋及び輸出業者にもある種の割合で輸入の権利が行くことと措置いたしておるわけであります。基本線は基本線ながら、輸出振興という趣旨で、その辺が実際問題としてある程度妥協して考えて行くほどとのところではなかろうかと考えておるわけであります。

ようでございます。これは一面ごもつともな心理であると存じますが、業界においてはあなたのおつしやると全然反対の割当がこの通産省の中において行われているという事実があるのです。例をあげよとおつしやるならば私はあげます。事実あるのです。それがいいとか悪いとかいうことは別問題として、事実ある。そうなると、矛盾しておる、こういうことになる。そこでそれは別の機会に申し上げるとして、現在の紡績のあのあり方であつては、毛製品の輸出振興はどれだけ通産大臣が輸出振興々々々々とおつしやつてもら、から念仏に終る危険性が多い。これをほんとうに実行に移すには、どうしてもほんとうに取引に携わっている連中、それから毛製品は何も紡績でござる系だけで完成したものではございませんから、ほんとうに仕上げの加工をする連中にも紡績と同じような楽しみを持たせなければ決して輸出振興にはならない。特に織維は今日不振だ不可以、こういう声に脅かされて、重工業だ、織維輸出の将来はもうあぶない、どうやら毛製品は何も紡績でござる系だけで完成したものではございませんから、ほんとうに仕上げの加工をする連中にも紡績と同じような楽しみを持たせなければ決して輸出振興にはならない。特に織維は今日不振だ不可以、こういう声が行われておるようでござりますけれども、私はそういう声だけであつて実態を知らざるもなはだしいものだと思つ。なぜなれば、仕上げ加工をはつきりと改良して仕上げ加工に政府が力を入れるならば、ことしの輸出実績の三六%は去年の四〇%に元へもどる、上昇して行くということは、もうはつきりした事実なのです。うそだとお思いになるならばやつてみると、仕上げ加工に力を入れさえすれば

ようでございます。これは一面ごもつともな心理であると存じますが、業界においてはあなたのおつしやると全然反対の割当がこの通産省の中において行われているという事実があるのです。例をあげよとおつしやるならば私はあげます。事実あるのです。それがいいとか悪いとかいうことは別問題として、事実ある。そうなると、矛盾しておる、こういうことになる。そこでそれは別の機会に申し上げるとして、現在の紡績のあのあり方であつては、毛製品の輸出振興はどれだけ通産大臣が輸出振興々々々々とおつしやつてもら、から念仏に終る危険性が多い。これをほんとうに実行に移すには、どうしてもほんとうに取引に携わっている連中、それから毛製品は何も紡績でござる系だけで完成したものではございませんから、ほんとうに仕上げの加工をする連中にも紡績と同じような楽しみを持たせなければ決して輸出振興にはならない。特に織維は今日不振だ不可以、こういう声に脅かされて、重工業だ、織維輸出の将来はもうあぶない、どうやら毛製品は何も紡績でござる系だけで完成したものではございませんから、ほんとうに仕上げの加工をする連中にも紡績と同じような楽しみを持たせなければ決して輸出振興にはならない。特に織維は今日不振だ不可以、こういう声が行われておるようでござりますけれども、私はそういう声だけであつて実態を知らざるもなはだしいものだと思つ。なぜなれば、仕上げ加工をはつきりと改良して仕上げ加工に政府が力を入れるならば、ことしの輸出実績の三六%は去年の四〇%に

きつと輸出振興ができます。そこで輸出振興をかかり、外貨を獲得しなければならぬというの、ぜひこの点に御努力を願いたいと思うわけであります。

この点について私は大臣にはつきりした答弁を求めると思いますが、あなたのお見はから念仏で終らうとしておるのかと、実行しようとしておるのかと、いうことをはつきり聞きだかつたのでありますけれども、これは他日に譲ります。

最後にもう一点だけ、せつかく今お

つしやいましたからそれに関連して陶器の金液についてお尋ねいたします。これは先般の国会において金が自由販売になり、おかげで消費者は非常に困ります。その他の消費者に対する手当を用意して行きさえすれば、私は金液管理法には賛成しようということで賛成したのであります。はたせるかな金

液になり、おかげで消費者は非常に困ります。その他の消費者に対する手当を用意して行きさえすれば、私は金液管理法には賛成しようということで賛成したのであります。はたせるかな金液が二割も安くて二倍も延びのきくところの金液、業界が輸入してほしいと言つておるところの金液がなお輸入されない。それは鉢山局長は将来輸入するよう努力するとおつしやつたは

ります。その他の消費者に対する手当を用意して行きさえすれば、私は金液管理法には賛成しようということで賛成したのであります。はたせるかな金液が二割も安くて二倍も延びのきくところの金液、業界が輸入してほしいと言つておるところの金液がなお輸入されない。それは鉢山局長は将来輸入するよう努力するとおつしやつたは

でござります。これを使つことによつて、おかみさんがお勝手の仕事に注ぐ精力を手内職に注ぎ得るものであるということは、皆さんよく御存じでございましよう。ところがこの豆炭の原材料になる然煙炭に対する外貨割当が、このたび行われないようになつたと聞けます。しかも九州があれほど大きな被害を受けて石炭山はほとんどいかれてしまつた今日、今の措置がはたしていらっしゃるお考えになつて、いらつしやいますか、ないしは貯炭の山があつたけれども、今度のあの被害のおかげでこれはもういかぬからといふので、かえた方がよろしいとお考えになつていらつしやるか、その点を承りたいのでござります。

</

業界両方入っておりります。

○佐竹(新)委員 それでは輸出のわくを切られるときには水産庁の考え方によつて切られるのであつて、カン詰協会であるとかまぐろの輸出協会であるとかいうような一つの協議会は、単なる諮問機関と心得えてさしつかえないのですか。

○牛場政府委員 決定にあたりましては、農林省とまず協議いたしまして、さらに業界の意見も、ただいまお示しになりました。分尊重いたしておきます。わくの設定は元来アメリカの關稅引上げ問題がやかましかつたために行つたものであります。現状ではこの關稅引上げ問題も大分下火になつたような情勢でもありますので、今後さらにこれを

なりました輸出対策協議会の意見を十分尊重いたしておきます。わく

は、農林省とまず協議いたしまして、さらに業界の意見も、ただいまお示しになりました。ただいま申し上げたような数字になつております。

○牛場政府委員 私の調べたところによりますと、水産庁と通産省との間に上げました。ただいま申し上げたような数字になつております。

○佐竹(新)委員 私の調べたところによりますと、水産庁と通産省との間に上げました。ただいま申し上げたような数字になつております。

○牛場政府委員 私の調べたところによりますと、水産庁と通産省との間に上げました。ただいま申し上げたような数字になつております。

○佐竹(新)委員 そういたしますと、現在まぐろはカン詰並びに冷凍まぐろにして出しますところの一箇年分のわくの量は大体どのくらいでありますか。

○牛場政府委員 昨年の四月一日から今年三月三十一日までの実績を申し上げますと、カン詰が百十五万八千六百六十四箱、冷凍まぐろが二万四千八百五十二トンであります。

○佐竹(新)委員 私の聞いているところによりますと、大体この協議会あたりが参加いたしまして通産省がわくを持ちますときには、カン詰が百万箱、冷凍が一万二千トンというように聞いております。多少数字は違いますけれども、この辺には間違いないのですか。

○佐竹(新)委員 そういたしますと、現在まぐろはカン詰並びに冷凍まぐろにして出しますところの一箇年分のわくの量は大体どのくらいでありますか。

○牛場政府委員 昨年の四月一日から今年三月三十一日までの実績を申し上げますと、カン詰が百十五万八千六百六十四箱、冷凍まぐろが二万四千八百五十二トンであります。

○佐竹(新)委員 私の聞いているところによりますと、大体この協議会あたりが参加いたしまして通産省がわくを持ちますときには、カン詰が百万箱、冷凍が一万二千トンというように聞いております。多少数字は違いますけれども、この辺には間違いないのですか。

○牛場政府委員 昨年当初そのように

きめたことは事実であります。が、その後情勢によりましてわくを増加いたしました。ただいま申し上げたような数字になつております。

○佐竹(新)委員 私が今申し上げました。ただいま申し上げたような数字になつております。

ぐるの方に主力を置いて、カン詰の方の割当と平衡がとれていない。国内の中小産業に対しましてなぜこういうやり方をしておられるのか。その点をもう一べん……。

○牛場政府委員 昨年は冷凍のわくを増加いたしまして、同時にカン詰のわくも相当増加いたしてあります。ただいま申し上げました。ただいま申し上げたような数字になつております。

○牛場政府委員 これはただいま日本局長から言われた通りで行かなければなりません。たんして出しているわけでありました。やはり海外に需要のあるものは何でも出すという建前で行かなければなりません。かなか外貨は稼げないのでありますから、先ほど申しましたように冷凍まぐろによる外貨は相当多額のものでございます。

○牛場政府委員 これはぜひとも外貨獲得の一つの有力な手段として続けて行きたいと思つておられます。

○佐竹(新)委員 カン詰は八ドル見当ありますので、大体昨年の実績を見ますと大体のところ七千二百万ドルであります。

○佐竹(新)委員 それは通商局長のお考え違いであります。現に通商産業省が冷凍まぐろのわくを多く切り過ぎて、協議会あたりで話合いのついた以上のもの、ほとんど倍に近いわくを切りおられる。こういう事実がある。

○佐竹(新)委員 最近におきましても産経夕刊なんかに大きく記事の出ているのを見ますと、

○佐竹(新)委員 これはむしろカン詰の需要に対して国内のコストが安くつくならば、まぐろの原料の今まで送るよりはカン詰にして送つた方が外貨の獲得が多くなる。そういう努力を払わなければ、私どもから言わせますなら

○佐竹(新)委員 これが民主的なやり方で相談をしてそ

それを冷凍まぐろだけに多くわくを切つて出されるのは、どういうところに

というように平均をとらなければなりません。たんして出しているわけでありました。やはり海外に需要があるのでありますから、先ほど申しましたように冷凍まぐろによる外貨は相当多額のものでございます。

○牛場政府委員 これはただいま日本局長から言われた通りで行かなければならないと思つて、これまで外貨は稼げないのでありますから、先ほど申しましたように冷凍まぐろによる外貨は相当多額のものでございます。

○佐竹(新)委員 どうも通商局長の意見を開いておりますと、ドルの獲得に

なりさえすれば何でもかんでもやってあります。しかし一方の上においては、いわゆる国際化の度合が非常に高まつて、海外でトントン当り三百四十六ドルぐらいで支払つておられるような状態でござります。

○佐竹(新)委員 いまして、外貨獲得の手段として非常

在冷凍まぐろは非常に値段も上りまして、海外でトントン当り三百四十六ドルぐらいで支払つておられるような状態でござります。

○佐竹(新)委員 いまして、外貨獲得の手段として非常

る、こちらから完成品を持つて来る、

といつうに平均をとらなければなりません。たんして出しているわけでありました。やはり海外に需要が多いし、ある年には完成品に対する需要が多いし、ある年には完成品

根拠があるのか承りたい。根拠があるのか承りたい。

○牛場政府委員 これはだいぶ日本

年によって違う。ある年には原料に對する需要が多いため、先方の需要が

ないと思ひます。それで、先ほど申しました。だいぶ申しましたように冷凍まぐろによる外貨は相当多額のものでございます。

○佐竹(新)委員 どうも外貨は稼げないのでありますから、先ほど申しましたように冷凍まぐろによる外貨は相当多額のものでございます。

る、こちらから完成品を持つて来る、

といつうに平均をとらなければなりません。たんして出しているわけでありました。やはり海外に需要が多いし、ある年には完成品

根拠があるのか承りたい。

○牛場政府委員 これはだいぶ日本

年によって違う。ある年には原料に對する需要が多いため、先方の需要が

ないと思ひます。それで、先ほど申しました。だいぶ申しましたように冷凍まぐろによる外貨は相当多額のものでございます。

○佐竹(新)委員 どうも外貨は稼げないのでありますから、先ほど申しましたように冷凍まぐろによる外貨は相当多額のものでございます。

の機械及び試験の機械は「ごくわずかでござりますが、先ほど申し上げました通り、石油資源開発委員会におきましては、帝国石油会社その他のが所有しております機械を計画的に動員いたしまして、調査を行いました。そのほかに通産省がおいております石油助成金によります試掘の結果も、重要な貢献をしておるわけであります。試掘調査機械といたましても、今のところはなはだわずかな近代的機械しか持つておりません。

おればこれを繰返してするというのが私は道理だらうと思う。ところがだんだんと様子を見てみると、何とかからぬ形で——委員長の手違いとすれば別として、結局きようで打切る、大臣は三十分しかいない。そうしておいて大臣がいないでもさしつかえない質問を委員長は許しておる。こういう形で意識的にある特定の委員の発言を止めるとあるというやり方をやつておられる。これは私はなるべく紳士的と言えば語彙があるが、とにかく志を尽して審議をして行こうという立場からして、非常に不愉快な感じを私は受け取る。特にこの議事進行について委員長の責任のある態度をとつてもらいたい。そうしませんと、その主觀のいかんにかかわらず、結論としては特定の委員の発言を封ずることを寄つてたかってやつておるということを人から言われてもしかたがないような気がいたします。名委員長ならば、その辺をひとつ適当に進行させていただきたい。

○大西委員長　かしこまりました。さように取扱います。

○三土説明員　私は、日本の資源がすでにわかつておるだけでもうないのだとほ、決して考えておりません。今まで行われました調査は、役所いたしましてはおおむね概算程度のものがおるものでございまして、詳しく調べたものはございません。ほかの近代的な方法を用い——方法と申しましても、必ずしも機械器具に限らず、近代的なアイディアを用い、また近代的な機械器具を用いまして地面の底まで察知するという方法を用いますれば、必ずや相当量の資源が発見できるものと確信しております。

○長谷川(四)委員 大臣も答弁を聞いておられるからよくおわかりだと思いますが、たとえば硫黄の問題にいたしましても、戦前と比較してみれば世界に何位という驚くべき輸出を日本がしておるような今日になつておる。さらに硫化鉱にいたしましてもその通りであり、またこれに関連したものはなくさり数限りなく出ておる。大臣はその通りである、私もそう考へておる。しかし今度の予算はやむを得ない、来年度というようなお詫びだけれども、何も来年度まで行かなくても、当然また皆さんの方から何か要求を出して来る。そのときにこれらの満足のできる、その目的の達し得られるような方向に向つていただくことができるかできないかをお伺いをいたします。

ユーヨーク渡し一トンが三千六、七ドルと記憶しております。

○長谷川(四)委員 副産物としてヨドが大体三十トン以上出ているはずです。従つてこれが一トン三千百ドルで買われているということを実でしよう。しかしこのよう日に本国においてもこれだけのものが出ていている。全然考え得られなかつた関係でしてある。それが無尽蔵であるといふことが決定をされておる。こういううな点から行くとするならば、たとえば天然ガスに対する石炭との比較を長さんにひとつどのくらいのカロリーがあるかを伺わせていただきます。

○三土説明員 天然ガスと石炭の比較は、カロリーだけで行く場合と、美濃では、たく場合も装置でいろいろ違ひます。が、約千立方メートルが石炭にしまして五トンないし七トンくらいだらうと思ひます。

○長谷川(四)委員 そうしますと、東京江東区だけで五箇所の工場がこれを利用しているわけですが、概算して石炭のどのくらいの量と匹敵するものでしようか。

○三土説明員 天然ガスの今の產出量を私はつきり記憶しておりませんが、大体一日四、五十トンぐらいの石炭にも磁石鉱にいたしましても、大きさ匹敵するものを出しておると思います。

百一で七事の來東威所見際較右をもとに選んだような結果あります。その際はチタンはもちろん鉄の邪魔になりますので、チタンのない資源として調査をいたしましたことがございります。それで、さいますかが、砂鉄に関しては戦時中あるいは戦争少し前から、鉄資源とて輸出貿易をいかにはかるかと見て、大臣のなすべきことは、まずこれから着手すべきである。従つてこれによつて、輸出貿易をいかにはかるかと見て、大臣の腹の中にすこでもらわなければならぬのではないかと、目先の小さいことにとらわれておることなく、ここにおいて日本の進む基本的なことを、大臣の腹の中にすこでもらわなければならぬと私は考えます。大臣もそのおつもりで行くとおつしやるでしようけれども、今の目先の枝葉末節の問題、たとえば今のカン詰の問題についても、冷凍まぐろの問題にして、何という情ない話だ、われくはこんな問題を取り上げてここで議論する余地がないというように私は考えておる、それよりもっと基本的な面に對して、大臣は考えを及ぼして進んで行かなければならぬ、そこでもう一度伺いたいのですが、今の日本において、チタンというようなもの、これは世界各国をあげて喜ばれておるようですが、これらに對して何かの調査を行ななさつたことがあるかいなや、お伺いいたします。

○長谷川(四)委員 たとえば近代的設備をもつて、日本国土全般にわたつて再調査をする、こうしたようなお考えを持つておるやいなや。もしそうするとしてならばどのくらいの金額が年々必要であるか、たとえば近代的の機械器具一切を購入すると、従つてこれらに対するところの人間も必要であろう、一切の費用が五年なら五年、十年なら十年計画において年々どのくらいの費用を必要とするか、それを見積りをお伺ひいたします。

○駒形説明員 いろいろな調査に必要な新しい設備につきましては、地質調査所がごく最近にもそれを調査いたしております。その結果によりますと、総額にいたしまして大体五億円くらいの機械になるのであります。そこには国内でできるものも若干あります。外国から買わなければ、まだそこまで国内でできないものもござります。調査の結果は大体そういうような結果となつております。

○長谷川(四)委員 そうすると、五億円といふのは、機械器具一切と、これに対する人件費とかあとの費用一切を含んだものでございましょうか。

○駒形説明員 今申し上げましたのは、大体機械だけを申し上げたのであります。このような機械を動かすに要する人は、二百三十人くらいいるわけでございます。

○長谷川(四)委員 そうするとその近代的な機械設備一切をするというには、五億円くらいかかる、機械設備といふものは一年で償却するものではない、ですからあとは翌年はこれだけのものは必要ないはずであります。そ

うなつて行つて、この機械器具を別にして、どのくらいの費用を必要としますか。お伺いをいたします。

○駒形説明員 今お話をございましたように、機械はその初年度あるいは何年計画かにいたしまして、あの運営の費用といたしましては、これらの機械並びに三百三十人くらいの人が仕事に携わるといったしまして、大ざっぱに考へて一億五千万円ないし二億円くらいになると考えております。

○長谷川(四)委員 早急にこれらを確立しなければならないというので、政

府の方のお考えのように、たとえば十

六特定地域というものに考へて、これ

を早急に行う、私は実はきのう所長さ

年のところに行つていろいろ話を聞い

たのですが、大体これらに對して一箇

年二千六百万円というようなものが必

要だといふようなお話をもらいました。

○岡野國務大臣 御説はその通りであ

るが一億二、三千万円ないし一億五千万

円において、毎年の調査が十箇年間に

行われ、一箇年に一箇所ずつ何かの地

下資源を発見して行つたとすれば、一

年に数百億といふものが国内の資源化

すわけであります。こういうような点

について大臣に承りたいのですが、こ

れは大臣に承りたいのですが、こ

れは

たい。もしも迎えが来たら、一分でも二分でもそれつきりで打切りですか、どうなんですか。

○大西委員長 それならば私も言わしていただきたいことがあるのですが、きょうは長谷川君が交渉してくださいて、三十分というので、大臣をひつばつて來たのです。実は私は困つているのです。それではどうでございましょう、この次初つぱなに機会をつくつて、あなたが一番でやるということに行きましょう。それを皆さんに語りますから……。

○川上委員 それならそうさしていただきましょう。
○大西委員長 それでは本日はこの程度にいたし、明日午前十時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

第五号中正誤

貞段行 誤
六五箇 法律第二百
七十五号 法律第二百

昭和二十八年七月七日印刷

昭和二十八年七月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局